

2021年 4月 1日

大田市長様

地縁による団体の名称及び事務所所在地

名 称 大田市役所自治会

所在地 大田市大田町大田口1111  
番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 銀 山 次 郎 (自署)

住 所 大田市大田町大田口1111  
番地

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## ○○自治会規約

## 第1条 (名称)

本会は、○○自治会と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。



### 第3条 (区域)

本会の区域は概ね、大田市○○町○○番地○○、○○町○○番地○○、○○町○○番地○○、○○町○○番地○○、○○町○○番地○○で囲まれた区域とする。

#### 第4条 (事務所)

本会の主たる事務所は、大田市〇〇町〇〇番地〇〇に置く。

## 第5条 (会員)

本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

## 第6条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## 第7条 (入会)

第3条で定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

## 第8条 (退会等)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条で定める区域内に住所を有しなくなった場合  
(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第9条 (役員)

- (1) 会長 1人  
(2) 副会長 ○人  
(3) その他の役員 ○人  
(4) 監事 ○人

## 第10条 (役員の選任)

役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

## 第11条 (役員の職務)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

## 第12条 (役員の任期)

役員の任期は〇年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第13条 (総会)

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

## 第14条 (総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

## 第15条 (総会の権能)

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

## 第16条 (総会の開催)

通常総会は、毎年度決算終了後〇ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

## 第17条 (総会の招集)

総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

## 第18条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

## 第19条 (総会の定足数)

総会は総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

## 第20条 (総会の議決)

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第21条 (会員の表決権)

会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

## 第22条 (総会の書面表決等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法を持って表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 第23条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印をしなければならない。

## 第24条 (役員会の構成)

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

## 第25条 (役員会の機能)

役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第26条 (役員会の招集等)

役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

## 第27条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

## 第28条 (役員会の定足数等)

役員会には第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第29条 (資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

## 第30条 (資産の管理)

本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

## 第31条 (資産の処分)

本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

## 第32条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

## 第33条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

## 第34条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

### 第35条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

### 第36条 (規約の変更)

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、大田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

### 第37条 (解散)

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### 第38条 (残余財産の処分)

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員〇分の〇以上〇の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

### 第39条 (備付け帳簿及び書類)

本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等、資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

### 第40条 (委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

# 総会議事録

1、開会の日時 2021年 3月28日（日曜日）  
19時30分から21時00分まで

2、開会の場所 大田市役所自治会館

3、出席会員数 全会員100名 本総会への出席者60名  
内委任による出席者30名

## 4、議事の経過

定刻、自治会長銀山次郎が仮議長となり、本総会における議長の選任を諮ったところ、議長として仁摩一郎が選任され、就任した。

議長仁摩一郎は本総会の出席者数を調査のうえ、本総会は有効に成立した旨を述べた。

議長は、総会出席者の承認を得て、議事録署名者に井田花子及び福波太郎の両氏を指名し、議案の審議に入る旨を述べた。

## 5、議案の審議

### (1) 第1号議案 「法人取得の件」

議長の求めに応じ、自治会長銀山次郎は、自治会など、「地縁による団体」が認可を受けて、不動産又は不動産に関する権利等を保有することができることを詳細に説明し、当自治会においても土地・建物の保有のため、地方自治法第260条の2第1項による市長の認可を受けたい旨を述べ、この賛否を諮ったところ、満場一致の賛成により可決した。

### (2) 第2号議案 「規約に関する件」

議長は別紙の規約案について説明の後、その可否について諮ったところ、満場一致の賛成により可決した。

### (3) 第3号議案 「保有資産に関する件」

議長は別紙の保有資産の自治会名による登記について説明の後、その可否を全員に諮ったところ、満場一致の賛成により可決した。

### (4) 第4号議案 「認可申請の代表選任に関する件」

議長は法人格取得の認可を受けるために、その認可申請の代表者を決定する必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席会員より議長に一任する旨の発言があり、満場一致の賛成があったので、議長は代表者として次の者を指名した。

住所 大田市大田町大田口100番地

氏名 銀山次郎

なお、被選任者は就任を承諾した。

以上をもって、本日の議案全部の審議が終了したので議長は閉会を宣言した。21時00分であった。

この議事録が正確であることを証するために、議長及び議事録署名人は次に記名する。

2021年 3月 28日

団体名 大田市役所自治会

議長 仁摩一郎（自署）

議事録署名人 井田花子（自署）

議事録署名人 福波太郎（自署）

大田市役所自治会

( N o . 1/6 )

構成員名簿

(注意 会員の場合、未成年者の氏名も含め、構成員全員の氏名を記載ください)

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を  
現に行っていることを記載した書類（活動実績報告書）

団体名 大田市役所自治会

活動内容	元年度	2年度	計
総 会	1 回	1 回	2 回
役 員 会	4 回	4 回	8 回
文書の配布・回覧（市役所）	1 2 回	1 2 回	2 4 回
文書の配布・回覧 (公民館、社協、体協、警察等上記以外の団体)	1 2 回	1 2 回	1 2 回
環境美化活動 道路愛護活動	1 回	1 回	2 回
町民運動会等参加	1 回	1 回	2 回
防犯灯の維持管理	1 2 回	1 2 回	2 4 回

## 代 表 就 任 承 諾 書

私は、団体名 大田市役所自治会の認可申請について、その代表者となることを承諾いたします。

2021年 4月 1日

住 所 大田市大田町大田口111番地

氏 名 銀 山 次 郎 (自署)